

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

- 1 日時  
平成 25 年 4 月 16 日（火曜日）  
午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 33 分散会
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、田村誠委員、大宮惇幸委員、千葉伝委員、  
工藤大輔委員、郷右近浩委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員
- 4 欠席委員  
吉田敬子委員
- 5 事務局職員  
引屋敷担当書記、中平担当書記、佐々木併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者  
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、  
沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、  
大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、鈴木競馬改革推進室長、熊谷理事心得、  
藤代農林水産企画室企画課長、及川農林水産企画室管理課長、  
宮野団体指導課総括課長、菊池団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、  
高橋農業振興課総括課長、千葉農業振興課担い手対策課長、  
前田農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、  
中南農産園芸課水田農業課長、渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、  
菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、  
佐藤森林保全課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長、  
山口水産振興課漁業調整課長、内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、  
高橋競馬改革推進室特命参事、黒田特命参事
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
(1) 継続調査  
「農林水産業の復旧・復興への取組状況について」
- 9 議事の内容  
○高橋昌造委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

なお、吉田敬子委員は、所用のため欠席とのこと、また、千葉伝委員は、遅れるとの連絡がありましたので、御了承願います。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

引屋敷担当書記。

中平担当書記。

佐々木併任書記。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

東大野農林水産部長から、農林水産部の新任の方々を御紹介願います。

○**東大野農林水産部長** 工藤昌男農政担当技監です。

大村益男水産担当技監兼漁港漁村課総括課長です。

鈴木浩之競馬改革推進室長です。

熊谷正和理事心得です。

黒田敏彦農林水産企画室特命参事です。

藤代克彦農林水産企画室企画課長です。

宮野孝志団体指導課総括課長です。

菊池光洋団体指導課指導検査課長です。

高橋涉農業振興課総括課長です。

千葉和彦農業振興課担い手対策課長です。

前田一人農業普及技術課総括課長です。

伊藤栄悦農村建設課総括課長です。

下村功農産園芸課総括課長です。

菊池透林業振興課総括課長です。

五日市周三水産振興課総括課長です。

山口浩史水産振興課漁業調整課長です。

以上をもちまして、新任職員の紹介を終わります。

○**高橋昌造委員長** 以上で、執行部職員の紹介を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより、農林水産業の復旧・復興への取組状況について、調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○**藤代農林水産企画室企画課長** 農林水産業の復旧・復興への取組状況について、お手元にお配りさせていただいております、A4判横のカラーの資料に基づきまして御説明させていただきます。

この資料は、1月22日に開催されました常任委員会において御報告させていただいたも

のを、平成 24 年度実績を踏まえまして、内容を更新したものでございます。また、説明する内容でございますけれども、1 ページ目のところに記載しております、1 番の水産業から 7 番の販路回復・風評被害対策まで、順次説明をさせていただきます。

2 ページ目をお開き願います。水産業の状況についてでございます。最初に、表の見方でございますけれども、上段の括弧書きについては、前回 1 月に御報告させていただいた実績値でございます。また、下段が今回実績値、24 年度実績を踏まえた実績値になるものでございます。

まず、左上の漁船についてでございます。補助事業により整備した新規登録漁船数は 5,607 隻と、復興計画の第 1 期目標に対する進捗率は 82.5%となっております。また、その他の新規登録漁船数を加えた稼働可能漁船数は、合計で 9,508 隻と、震災前の 66%相当となっております。

次に、右側の表、養殖施設についてでございます。整備数は 1 万 7,062 台と、目標に対する進捗率は 85.8%となっております。また、被災施設に対する割合は、64.4%となっております。

次に、下段左側の表、定置網についてでございます。大型・小型定置網は、実績 105 ヶ統と、目標に対する進捗率は 97.2%となっております。震災前の免許・許可件数に対する割合は 77.8%となっております。

次に、右側の表、産地魚市場への水揚げについてでございます。被災した 13 の魚市場全てが営業を再開し、平成 24 年度の水揚げ量は 11 万 3,000 トンと、震災前の過去 3 カ年の平均の 66.6%に、水揚げ金額は 161 億 2,000 万円と、震災前に比べ 70.7%になってございます。

3 ページをお開き願います。漁港等の整備についてでございます。まず、漁港についてでございますけれども、一番下の合計の欄をごらんになっていただきたいのですが、県管理、市町村管理を合わせて、被災した 108 漁港のうち 101 漁港で本格的な復旧工事に着工し、このうち種市漁港など 23 漁港で工事完了しております。

次に、下段左側、漁港海岸についてでございます。同じく合計欄をごらんになっていただきたいのですが、県管理、市町村管理を合わせて、被災した 54 海岸のうち 8 海岸で本格的な復旧工事に着工し、小本海岸など 2 海岸で工事完了してございます。

次に、右側の漁場についてでございます。これは、今回新たに追加した項目でございます。県管理、市町村管理を合わせて、被災した 34 施設全てで本格的な復旧工事に着工し、16 施設で工事完了してございます。

次に、4 ページをお開き願います。農地・農業用施設についてでございます。まず、沿岸部の農地復旧についてでございますけれども、復旧対象となる農地面積 717 ヘクタールのうち、調整に時間を要する 406 ヘクタールを除く 311 ヘクタール、表のほうでは当面着手可能面積とあらわしてございます。これについて、現在復旧を進めており、5 月末までに 259 ヘクタールが完了し、そのほとんどの農地について、今期の作付が可能の見込みと

なっております。

次に、下の農地海岸についてでございます。被災した10海岸のうち、9海岸で本格着工し、1海岸で工事完了しております。

次に、5ページをお開き願います。治山施設等についてでございます。まず、林野海岸の治山海岸施設についてでございます。被災した11地区のうち、他の事業による復旧を進める3地区を除く、8地区を対象に現在復旧を進めており、うち7地区について本格着工し、6地区について工事完了しております。

また、下のほう、海岸防災林につきましては、合計欄のほう、ここをごらんになっていただきたいのですが、復旧対象の23地区のうち1地区の工事に着手し、防潮堤、防潮護岸などの復旧状況に応じて、順次植栽をしていくこととしております。

次に、下の木材加工施設についてでございます。復旧対象の21施設全てで工事着手し、20施設について工事を完了しております。

6ページをお開き願います。放射性物質対策についてでございます。まず、牧草地の除染についてでございます。国の暫定許容値を超過する牧草地と、原乳に含まれる放射性物質を10ベクレル未満とするための原乳対策の牧草地、これを合わせました1万3,606ヘクタール、これを対象に除染対策を実施しております。平成24年度には6,173ヘクタールの除染を行っております。

次に、下の表になりますけれども、原木シイタケの生産再開についてでございます。4月8日に盛岡市に対する国の出荷制限指示が解除されました。現在、県内における露地栽培の原木シイタケに対する出荷制限指示の対象は、盛岡市が解除されましたので13市町という状況になってございます。引き続き、出荷制限の解除、生産再開に向け、ほだ木の処理やほだ場の環境整備、つなぎ融資、原木の確保に取り組んでいくこととしてございます。

7ページをお開き願います。東京電力への損害賠償請求の状況についてでございます。まず、農畜産物についてでございますけれども、合計の欄——一番上の欄になりますけれども、ここをごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、東京電力に対し、これまで192億円余を賠償請求し、支払い額は75%の144億円余という状況になってございます。

次に、林産物についてでございます。これまで8億7,000万円余を請求し、支払い額は9%の7,600万円余という状況になってございます。これについては、一番大きいのが第3次請求ということで、2月に請求したものが多くなってございますので、これからというような状況になってございます。

次に、水産物についてでございますけれども、二つの協議会において請求を行っております。これまで2億円余を請求し、支払い額は96.5%の1億9,000万円余という状況になってございます。

8ページをお開き願います。販路回復・風評被害対策についてでございます。平成24年度においては、県産農林水産物の販売促進や安全・安心に関する情報発信、販路の回復・拡大に取り組んだところでございます。例えば、販売促進・風評被害対策、一番上の表に

なりますけれども、この対策として東京駅構内での県産農林水産物を活用したメニューの提供ですとか、東京都内でのいわて牛の試食販売、大阪府内での水産物のPR、こういったようなところに取り組んでいるところでございます。

また、中ほどでございますけれども、安全・安心の情報発信というようなことで、東京、大阪、福岡の駅等へのポスター掲示、テレビ番組の放映などを行ったところでございます。下段になりますけれども、販路の回復対策として、流通業者等を対象とした商談会の開催などを行ったというような状況でございます。

9ページをお開き願います。平成25年度の取り組みについてでございますけれども、県産農林水産物の安全・安心に関する情報発信として、お子さんのいらっしゃる女性などの消費者を対象としたPRですとか、下段、販路の回復・拡大として、消費者、実需者など対象を分けながら、フェアや商談会の開催などに取り組むこととしております。

また、附属資料という形で、同じくA4判横のものでございますけれども、これまで説明させていただきました漁港、漁場、農地海岸に係る地区別の復旧状況、詳しいようなものでございますけれども、これを添付させていただいております。これについては、それぞれの地区ごとに、現在の状況について記載させていただいているものでございますので、大変恐れ入りますけれども、後ほどごらんになっていただければと思います。

**○高橋昌造委員長** ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

**○佐々木茂光委員** 今、一番最初に漁船、それから漁場、養殖施設と説明を受けたわけがありますけれども、まだまだ前のように至っていないというのが現状かと思えます。そういった中で非常に心配されるのが、漁業から離職というか、離れた方々が現状でどれぐらいなのか。調査をされているというか、その辺がわかりましたらばお話しいただきたいと思えます。

**○五日市水産振興課総括課長** 現在、漁業から離れたといえますか、震災前に漁業をやっておられた方々がどれくらい復帰しているかというところのデータを見てみますと、おおよそ5割強、漁業全体で見ますと7割、8割ぐらいの方が戻っているということになりますけれども、それは採介藻漁業なども含めた部分でございまして、養殖あるいは漁船漁業でありますと大体5割強、6割弱ぐらいの方々が復帰されているという状況でございます。

**○佐々木茂光委員** 数値的には5割という大体の数字が出たのでありますけれども、いずれ年齢が高い人たちがかなり離職されていると思うのです。その方々をどのような形で、すくい上げるというところとあれですけれども、決してそのまま見過ごしていいわけではないので、例えば、もう一度仕事に戻すようなそういった対策なり考えというのは、現時点でどのような考えを持ち合わせているのでしょうか。

**○五日市水産振興課総括課長** 例えば養殖——ワカメの養殖などですと、作業が非常に厳しいということで、かなり御高齢の方々はもうこの際やめたというような方々もあろうかと思えます。ただ、そういう方々でも、例えばワカメの養殖の巻きつけとか、その管理とか、そういう技術はたくさん持っておられると思えます。そういうことを活用するという

意味でも、今年度の予算の中で、地域再生営漁計画というものを各漁協につくっていただいて、今後の漁協の経営も含めて、漁船漁業なども含めて、どういうあり方をしていけばいいのか。例えば養殖施設でありますと、ワカメ養殖の施設でありますと、みんなで一緒に、例えば、巻きつけはそういう年をとられた方々をお願いするとか、刈り取りについては県漁協が自営定置などをしておりますので、そういう定置の方々に刈り取り作業をお願いするとか、そういう仕組みを実際にとっておる漁協もございまして、そういう仕組みを取り入れていくようなことなどを含めて、漁協に計画をこれからつくっていただきたい、その辺も一緒にやっていきたいと思っております。

**○佐々木茂光委員** 水産業の復興、さらにそれに向けた水産業の振興というのがこの計画の中にもろもろ盛り込まれていると思うのですが、半ばハード面ですね。漁港が整備される、例えば漁船が来る、養殖施設がそこそこ回復してくる中で、それに携わる人たちが少なくなっていく、そもそも離職されているということがあるということは、当然投資をした分だけの水産業の目標額というのは到底達成できなくなって、漁港が整備されるに従って生産力が落ちてくるというような形になると思うのです。それらに対するもっと強くその辺の対策というのを、地元なり漁協からでも、その辺の聞き取りをしっかりとしてから、後継者対策を含めて、そっちのほうもしっかりやっていかなければならないのではないかなと思うのです。それぞれの浜々の生産体制を維持させるのはもちろん大事なのですが、さらにそれに肉づけをさせて、例えば漁港ができ上がったときにはかなりの生産額が見込めるような、最終的には人だと思のです。離れていった方々がどのような理由で、どのようなわけで、私から見ても、確かにうちを流されたり、今言うようにかなり年齢が高い人たちがなわけですので、その分若い人たちをどのような形で水産業に引っ張り込むかということをもっと真剣に取り組んでいただきたいと思うのです。

**○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長** 確かに委員御指摘のことは非常に大事な話でございまして、今我々基盤整備ということでいろいろなハード整備をしております。担い手対策については、震災前から一つの課題であったという中にありまして、今回こういう被災を受けて、希望を失うことなく、ハード整備を重点的にやってきておりました。今後は、やはり働く人がいなければ話になりませんので、その辺の担い手対策は、先ほど申しましたとおり、再生営漁計画等でしっかりと対策をとっていききたいと思っております。

基本的には、今まで言われておりました若い世代がなかなか入らないというのが一つの課題ですので、若い人がスムーズに漁協とかに入っていて、漁ができるような仕組みを構築するというのも一つの方策ですし、あとは先ほど申しましたとおり、いろいろな面で協業化しながらやっていくというのも一つですし、いろいろなことを漁協と話し合いをしながら、しっかりと担い手対策についてやっていきたいと思っております。

**○工藤大輔委員** 最初に、今の佐々木茂光委員の漁業の質疑に関連もするわけですが、漁船等が手に入り、そして漁業が再開して、漁業者がふえているというような状況の中で、漁業権についての関係でお伺いをしたいと思います。漁業権、実績値も加味されな

から申請に対して付与されるということになります。漁業者の間でも、漁業権を申請する、また更新の時期を迎えたときに、まだ船の手当てを十分にされていない方、そしてまた昨今の油が高く、そして魚価が低迷していると、水揚げしてもなかなかいい値段で買ってもらえないというような状況の中で、操業をためらっている漁業者も非常に多いわけです。そういった中で、更新時期を迎えた際に、果たして免許の書きかえをした際に付与されるのかどうかというような漁業者もあるわけであって、そういったこれからの漁業権の付与に対して、県の基本的方針をどのように見ているのかお伺いしたいと思います。

**○山口水産振興課漁業調整課長** 漁業権につきましては、平成 25 年度が定置、区画、共同漁業権の更新時期でございます。その中で、震災を受けまして、特に沿岸漁業の中心であります区画漁業権や共同漁業権につきましては、基本的には漁協に免許されます。漁協に免許されまして、漁協が組合員に行使させるという形をとりますので、今々漁業権を行使できない状態であっても、漁協が勘案をしてそのうち行使させることができますし、漁協に県が免許する際に、震災の影響というのも考慮して付与していきたいと考えております。

**○工藤大輔委員** 了解しました。被災から少しずつ物がとれてきても、どうしても値段が安いというのが実態のようです。それで、物がとれてきたけれども、結果的に価格に反映されなければ、漁業者にとってみてもこれから継続していこうかどうかというところが悩みの種で、これが果たして放射性物質の影響による風評被害だという方もあれば、いやいや、そうでもないという方もある中であって、県として現状の魚価の低迷をどのように捉えているのか。

それと、放射性物質の損害賠償の関係で、第 1 次の請求をしてから 100%ちゃんと東京電力のほうから賠償されていないというような状況にもあるわけですが、これらの要因は何なのか。なぜそれぞれの請求分が 100%の支払い対象となっていないのか、何が課題なのか、お伺いしたいと思います。

**○五日市水産振興課総括課長** 魚価の低迷ということでございます。非常に難しい問題だというふうには捉えてはおりますが、どうしても経済状況にかなり影響する部分もございますし、輸入の数量、それらについて価格が低迷するというふうなこともございます。ただ、例えばワカメでありますと、震災前、少し前までは非常に安かったものが、震災後はある程度の一定の値段を取り戻しているというふうなこともございますし、またサケでありますと、数量が減っている分、価格が上がっている部分もあるということもございます。ただ、そういうふうな市場の値段に左右されないようにするためにも、できることであれば漁業者みずから、例えば加工して付加価値をつけて販売していくというふうな方向もあろうかと思っております。現地の水産部でもそういう対応をしておろうかと思っておりますので、そういうことを価格の低迷については対応していきたいと思っております。

**○藤代農林水産企画室企画課長** 原発の賠償に対しての支払い額が 100%ではないというようなことについてのお尋ねだったと思っております。これまで農産物、林産物、水産物でそれぞれ行っています。特に林産物につきましては、県内も若干、森林組合との取りまとめ、

あるいはシイタケ関係の損害の計算方法、こういったようなところで東京電力との調整の部分に時間を要したというふうに向ってございます。また、農産物などにつきましても、それぞれ東京電力のほうと損害賠償の期間、あるいは対象の範囲、こういったようなところで逐次JAグループの協議会と東京電力とですり合わせを行いながら行っていますが、その部分で対象になる、ならないというところが、若干、期間について少し対象の品が合致しないとか、そういうようなところで100%になっていないというふうに承知しています。

**○工藤大輔委員** それは地域に対して、東京電力のほうとの認識が違うということですか。請求分はこうだと再度確定していながら、東京電力から支払われないというのは、今、期間——年数なのかどうかという話もありましたけれども、もう少し分かりやすく、その要因を伺います。あと、支払われる見通しについてどうなっているのかお伺いします。

**○千葉農業振興課担い手対策課長** 農畜産物についての賠償関係でございますけれども、今現在特に支払われていないものが農協が行った検査の費用でございます。こちらのほうは、なかなか東京電力のほうで、農業者の損害賠償を優先するというふうなことで進んでおりまして、検査費用は優先度が低いという取り扱いになっておりますので、そちらのほうはこれから交渉してまいりたいと思っております。

それから、廃用牛についてですけれども、廃用となる理由が県内さまざまであるということで、その確認に時間を要しているというふうに向ってございます。したがって、こちらのほうもおくれぎみであるということ。

それから、もう一つ、稲わら、こちらのほうも大きゅうございまして、一部地域で汚染の稲わら、これの数量の確認にまだ時間を要しているということでございますので、それぞれ理由、数量がまとまり次第、強く請求を求めていきたいと考えてございます。

**○工藤大輔委員** 早いものは23年9月の第1次の請求から請求がスタートしたわけであって、そこに至るまでには、東京電力との支払われる対象となるかどうかの調整にかなり時間を要したということが実態でありました。そういった中で、まだ100%になっていないということは、今説明されたような理由はあるにしても、早期の100%——完全な賠償をされるように、これからも強く求めていただきたいと思えます。

それで、最後なのですけれども、シイタケの出荷制限についてお伺いしたいと思えます。出荷制限をされている市町村、なかなか解除にならないわけですけれども、私は本来、シイタケの生産というのは、農業の生産と全く考え方を一つにすべきではないのかなというふうに思っております。その理由はなぜかと言うと、決まった場所でシイタケのほだ木を数年間置いて、そしてまた場所を移しながらシイタケをとっていくということの中で、しっかりとした除染の対策をとっていさえすれば、数値をちゃんとはかって、ここでは問題ないよということで生産をすれば、市町村の枠組み等の中での出荷制限の指定ではなく、個々にも十分対応できるのがシイタケの生産ではないのかなと思っております。早期の指定の解除に向けて、今後どのような方向で国と調整をしていくのか。また、シイタケの早



期の再生産に向け、どのようにするのか。

そして、うちのほうもそうなのですが、出荷をしても、品評会等も実施をされていない関係もあって、以前に比べて品質のいいものをつくろうという意識が、低下していくことに心配をされています。品評会を再開させながら、質のいいシイタケをこれからも生産し続けるという体制も必要だと思いますが、今後の方針についてお伺いします。

**○菊池林業振興課総括課長** 委員お話しのとおりでございますが、4月8日に盛岡市の原木生シイタケ露地栽培が解除になりまして、これは全国初の事例でございました。解除に当たりましては、窓口である林野庁と調整を鋭意進めたものでございまして、生産管理をきちんと行うことですか、発生期間内のモニタリングを行うことという条件について調整をしたところでございます。一番大事なのは、ほだ木の指標値、あとはキノコの基準値が以下であって、基準値を超えるキノコが生産される可能性がないということが推定できる条件がそろうというのが一番でございまして、それにつきまして、さまざま統計的な処理を行って、盛岡市においては問題ないということを確認していただいたということでございます。盛岡市が先駆けになり、これは明るい話題でございまして、この流れでほかの市町、13市町がまだ残っておりますが、それにつきましても鋭意林野庁と調整を今後進めていきたいと考えております。

**○竹田林務担当技監** もう一点の品質のよいシイタケを生産していくということの方針でございすけれども、委員御指摘のとおり、このとおり風評被害もあって価格が低迷しているということ、あるいはこれまで14の市町に出荷制限をかけられたということで、個々の生産者にとっては大変生産意欲が湧かないという、そういった状況にございました。そういった中で、県もずっと長年取り組んでおりました品評会、これにつきましては、そのとおり、出荷制限がかけられたという中で、開催をちょっと見合わせている状況にございます。これからは、先ほど盛岡市が出荷制限解除されたという、明るい部分がございまして、反転攻勢で、品質のよいものをつくっていただくよう、団体とも一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

**○工藤大輔委員** 品評会も開催されないということもあることを指摘しました。意識的には、竹田林務担当技監が言われるとおり、そのとおり頑張ってもらいますということなのですが、やはり生産者からすると、一生懸命つくったものがしっかりと評価されるということが何よりも大事で、それを目標に、またすばらしい生産者を目標に、毎年生産してきたわけです。ですので、できるだけ早期の再開を求めたいというふうに思いますし、精神的につくってもらいますということではなく、しっかりと生産者が意欲を持てる環境を行政としても、より一層整えていただきたいと思います。

また、これも意見にしたいと思いますが、出荷制限が市町村単位——自治体単位ということではなくて、やはり個々の生産者が、基準がしっかりクリアしていれば問題ないという形をもっととっていきべきだと思います。市町村単位という枠組みで押さえられてしまうと、いいものも悪いものもあるということではやっぱりよくないので、生産を再開させ

ていくためには、個々の生産者が安心して出荷できる体制をつくるということが必要だと思いますので、市町村単位というような行政の枠組みではなくて、生産者単位ということ国ともしっかり調整をしていただきたいと思います。これは意見です。

**○東大野農林水産部長** 今委員から御指摘がありました市町村単位での出荷制限であります。今の放射性物質対策のルールの中では、県域が原則の範囲でして、その次の規制の単位が市町村という枠組みになっています。市町村の枠組みを外してしまいますと、県全域が出荷できなくなるといった、今の岩手の状態ではそういう取り組みになりますので、出荷できるものが現にあるという状況を考えて、市町村単位での出荷制限という枠組みを選択しております。

委員御指摘があったとおり、生産はほだ場単位で、その環境が整備されていれば、しっかりした安全、安心な生産物が生産されるというのが、私どももそのとおりだと思って、生産者ごとの検査をし、安心、安全な生産物を出荷するのだというのを基本にしながら国と協議しておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

**○工藤大輔委員** 今の制度はそのとおりなわけです。ですから、先ほどシイタケの生産の現場の状況というのは、私は農業と一緒にだということで、農業においてもプラウ耕でひっくり返してかき回してみたりとか、放射性物質の影響を下げながら生産をし、販売しているというのが実態です。ですから、私はシイタケの現状というのもしっかりと検査をし、その場所から放射性物質の影響がないということであれば、随時出荷できるような体制というものが本来必要であって、国のほうでさまざま、面積も多かたりどのような状況かわからないというようなときにつくった、今の規制の概念だというふうに思いますので、そこから年数がたってきています。状況もかなり詳しくわかってきています。ですから、林野庁との調整をして加えていただきながら、自分がつくったものがちゃんと販売できる、そしていいものとして値段として反映される。そして品評会等においても評価されるというような、前のシステム、前の形をつくらなければ、いつまでたってもシイタケの市町村単位、行政の枠組み単位の中でやったら、再生産できないというふうに私は思っています。生産者の気持ち、また望みはそこにあるというふうに思いますので、どうかそのようなことも理解をしていただきながら、制度の改正というか、今の基準の見直しということも踏まえて、あわせて検討し、相談をしていただきたいと思います。これは要望です。お願いします。

**○高田一郎委員** 私はまず最初に、漁船の確保状況についてお伺いしたいと思います。先ほどの説明では、年度内に5,607隻の新規登録漁船、自前での修繕などを含ますと9,508隻ということで、震災前の7割程度を超えることになっていると思います。1年前に比べると、かなり大きな前進ではないかなというふうに見えています。ただ、沿岸の漁民などにお聞きしますと、養殖作業船など2トン級、3トン級の大型船がおくれているよというような、そういう指摘もあります。県として漁民の声をどう受けとめているのか、そして造船メーカーの状況、どういう状況になっているのか、まずお伺いしたいと思います。

それから、漁港の問題では、被災した漁港の中で潮位にかかわらず陸揚げが可能なのが 90 の漁港という説明でありました。これは、潮位によっては利用できない漁港が今どの程度あるのか。そして、その復旧状況の見通しについてお伺いしたいと思います。

それから、漁業の関係については後継者問題です。先ほど両委員から後継者問題が指摘をされました。養殖施設についても、漁船についても、かなり復旧が進みつつありますけれども、後継者対策というのが非常に大事だというふうに思います。それで、新年度、先ほど紹介ありましたように、地域再生営漁計画推進事業ということで、漁協単位に営漁計画をつくって、それぞれ漁協の経営再建、そして新規就業者の雇用促進とか、さまざま対策をやろうとしているということは、特別委員会の説明でもお聞きいたしました。しかし、これは漁協によっては、漁協が経営体となって、そして新規就業者を雇用して漁業経営をすると、こういう取り組みをやられているということも聞いております。新規就業者を雇用する上では、やはり住まいの確保の問題とか、あるいは漁業の魅力をアピールしていくとか、さまざまな取り組みが必要だと思うのです。農林水産部だけでは解決できない、そういう課題もあると思います。部局横断的な取り組みをしていかなければならないと私自身は思っているのですけれども、新規就業者の受け入れにおける現在の課題と今後の取り組みについて、県としての考え方、これについてまずお伺いしたいと思います。

**○山口水産振興課漁業調整課長** まず最初に、漁船の整備についてでございますが、整備数等につきましては先ほど御説明したとおりです。委員御指摘のとおり、確かに大型船につきましては、艀装といいまして、どうしても船の整備に時間、手間がかかり、なおかつ資材が不足しているということで、小型船に比べて納入がおくれております。これにつきましては、造船メーカー等に努力していただいて、なるべく声がけ等をかけながら、一刻でも早く納入できるように私どもも進めていきたいと思っております。

もう一つ、新規就業者の受け入れの課題、考え方についてでございますが、新規就業者につきましては震災前につきましても参入者が少ないということがございました。これは、岩手県の漁業経営体の特徴であります。個人経営がすごく多くて零細であるということで、なかなか所得が得られないということで、なかなか入ってこないという課題がございました。ただ、もう一方で、岩手県では、確かに養殖等を初めとする個人経営でもありますが、もう一つは漁協等で自営定置がございます。ここは、ある程度雇用をされて収入を得るという形になっておりますので、今回地域再生営漁計画の検討、これから県も入って漁協と一緒に計画策定を支援してまいりますけれども、例えば自営定置を使った雇用と養殖を組み合わせるような形とか、そういうことを進めていければと考えております。

**○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長** 漁港の関係の進め方でございます。この表に記入しております、潮位にかかわらず陸揚げが可能な 90 というふうに書いてありますけれども、この 90 という意味は、1 メーターほど沈下した岸壁をかき上げて、潮位が 1.5 あるのですけれども、下がったときも上がったときも可能になるという漁港数を記入しております。ですので、この裏返しになりますので、108 から 90 を引いた 18 のところでは、

まだ沈下したままの状況になっているということで、干潮のときには波がかかることとなります。

○高橋昌造委員長 最後の4点目の質問に対しては、部局横断的な対応についてはいいですか。

○東大野農林水産部長 漁業の担い手対策であります。部としての取り組みは先ほど来説明させていただいてございますが、再生営漁計画、これでもって漁協と県と市町村、もちろん組みながら、どういった地域の漁業のあり方を目指していくか、という取り組みをまずするというところであります。したがって、御指摘のあったような担い手の住居の問題とか、そういった問題も並行して出てくるのではないかと御指摘ではあります。この営漁計画自体、市町村も中に入ってもらってさまざま取り組みをしまいでありますので、そういった中でも御指摘のあったようなことも考え合わせながら、将来の地域の漁業のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 ありがとうございます。新規就業対策にはしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

先ほどお話しした養殖作業船などの大型船クラスの新年度の状況ですけれども、漁船の確保の状況はどのような見通しになっているのか、これについて伺いたいと思っております。

○五日市水産振興課総括課長 現在、各漁協のほうからいただいております要望数といえますか、これから確保したいというふうな数字については、ここの9,500隻はこれまで、できた数字でございますが、来年度以降も繰り越しで事業を進めている部分もございます。それらが大体二、三百隻ぐらいございまして、これらは後年度事業として整備される部分でございます。そのほか大きくは、今のところお聞きしておりますと、船が例えば何百隻も欲しいというふうな要望は聞いておりませんが、新たな年度になりましたので、国のほうの予算がつき次第、また新たに要望をとって、その整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○高田一郎委員 了解しました。

次に、放射能汚染対策について、特に東京電力への賠償問題であります。先ほども議論がありましたけれども、全面賠償を求めて引き続き努力していただきたいと思っております。特に風評被害対策については、中間指針の見直しが行われまして、そして本県も広く風評被害の対象県として位置づけられました。新聞報道ですと、先週12日に東京電力が来て、説明会を開催したということもあります。今回の中間指針見直しに伴う風評被害対策については、これまで課題だったさまざまな問題ありますが、どの程度解決するのか。今回の中間指針見直しに伴う県の受けとめ、あるいは課題、この点についてまずお聞きしたいと思います。

○藤代農林水産企画室企画課長 今回の中間指針の見直しに伴う風評被害が、新たに岩手県の農林水産物を使った加工品等での価格下落、あるいは取引停止みたいなものについて、風評として認められたというようなことについてでございますが、これにつきましてはこ

れまで風評被害についてはJ Aグループなどで、子牛ですとか妊娠牛ですとか、こういったようなもので風評に係る金額を盛り込んで賠償請求が行われたところですが、それ以外のもので食品製造業、あるいは小売業、こういったような方々の部分で風評をこうむられた皆さんの分も被害の対象になったものというふうに理解してございます。

また、こういった方々の風評被害の分について、委員お話しのとおり、4月に東京電力を呼びまして県内で説明会を行い、県内の市町村あるいは弁護士、行政書士のほうに出てくださいまして、そういった方々に風評被害が対象になるというようなことについて周知するというようなことを取り組んだところでございます。

**○高田一郎委員** 私がお聞きしたのは、今回の中間指針見直しに伴って、風評被害対策ということでかなり対象も拡大されたわけですが、東京電力の説明会を受けて課題は何だったのかということをお聞きしたいと思って質問したわけです。新聞報道によりますと、2011年8月5日以前の風評被害は対象にならないという報道もあります。また、この間、いわて型牧草地再生対策、これについても国と協議をずっと行ってきたけれども、まだ明らかにされていないとか、あるいは産直施設の賠償についても事務費が対象にならないとか、さまざまな課題があるわけですね。今回の東京電力の説明を受けて、風評被害、つまり原発がなければ起きなかった全ての被害については全面賠償させるというのが基本的なスタンスだというふうに思うのです。そういう点で、今回の説明を受けて、何が課題なのか、何が対象にならないのか、その辺を浮き彫りにしていただきたいと思って質問したわけですので、それについて明確に答弁いただきたいと思います。

**○菊池副部長兼農林水産企画室長** 今回の国の第三次追補の改正の一番のポイントは、これまで岩手県で風評被害があるのは牛肉だけですよと言われていたものが、農産物、林産物、あるいは牛乳、乳製品、その他に拡大しております。私たちはこれまで、牛肉以外のものに対して風評被害の賠償を求めていくためには、個々の品目の価格の下落状況について、風評被害との因果関係を生産者サイドのほうで立証して請求を求めていかなければならない状況にあったものが、今回の第三次追補では、値段の下落等は基本的には風評被害によるものですよという、ある意味国のお墨つきをいただいております。

次に、実際にどの部分の賠償をという話になりますと、課題はたくさんあるわけですが、最大の課題は、これまで生産者だけであったものが、その生産物の流通にかかわる方、あるいは小売にかかわる方、加工にかかわる方、全てに風評の範囲が拡大しているわけですが、どれが自分たちの風評であるかということ客観的に証明するのはなかなか難しい状況にあります。したがって、私たちができるのは、こういうことがありますという被害と思われるものを東京電力につなぐと。つながりま埋もれていく状態を限りなく解消して、きめ細かく県で窓口機能を担って、東京電力にこういうものがありますということをつないでいくことが、今、当分の間できることかなというふうに思っております。

**○東大野農林水産部長** 今の件、少し補足させていただきます。東京電力の賠償請求に対

する県としての基本的なスタンスというお話もございました。この点につきましては、先ほど委員御指摘あったとおり、事故がなかりせば発生しなかったものについては事故に起因するものという認識が基本的な認識であります。したがって、牧草地の除染費用についても、もちろん賠償請求するというので臨んでいきますし、あと事務費の類いについても、従前から弁護士費用も含めて賠償の対象とするようにということについては、国に対しても、東京電力に対しても求めてございます。

その他、産直の関係につきましても、形態がさまざまありますので、それぞれの産直に依拠してということになります。産直の賠償請求については個別に相談に依拠していくという状況もあり、今回の件につきましても、どのような場合に賠償請求できるかといった点については、もちろんこれをきっちり周知していくというのが、県ができること。あるいはいきなり東京電力に言ってくださいではなく、先ほど副部長が申し上げたとおり、東京電力に取り次いでいく、つないでいくということをしていかなければなりません。

それで、賠償請求対象となるような事案が恐らく広がるだろうということがありますので、商工労働観光部はもちろんです。市町村や関係団体と情報を共有化して、そういったケースがあった場合に拾い漏らしがないように、関係機関、団体がきっちり連携しながら、情報共有しながら取り組んでいかなければならない、今回の追補についてはそういう対応をとっていきたいと考えてございます。

**○高田一郎委員** わかりました。今、部長がお話ししたように、原発事故がなければ起きなかった全ての被害に対する賠償、あくまでもそういうスタンスで東京電力に対して今後とも強く働きかけていただきたいと思っておりますし、安易に合意するのではなくて、運動で切り開いていくというか、そういう立場に立たなければならぬと思っております。

ただ、いわて型牧草地再生対策、これはなかなか簡単にはいかない状況になっているのですけれども、これは風評被害対策という位置づけで、今回の第三次追補によって損害賠償の対象にはならないのですか。

**○渡辺畜産課総括課長** ただいま御質問のございました市町村の行う、いわゆる利用自粛を要請していない牧草地の損害賠償の話でございます。先般の2月議会の際にもお答えをいたしましたとおり、現時点では被災県と一緒に、今委員おっしゃったとおり、風評被害対策として損害賠償の対象にしてもらえないか、ということをお話をさせてもらっているところです。御案内のとおり、今回の説明会でお話があったのは、いわゆる実損の部分、風評被害で実損があったという部分での今後の取り扱いについてという話だろうと思っておりますが、我々が国に対して今お話をしているのは、そういう実損があった地域において、まだ続いている、あるいは今後の取引等にも影響が出てくると好ましくない、いわゆる予防策といいますか、風評被害対策として連動してやっているこのような対策についても認めていただきたい。よって、国のほうからは、県内における実際に風評被害があった実損の実例を挙げてくださいますというふうに言われながら、今協議を行っているところでございます。

○高田一郎委員 県北の酪農家なんかのお話を聞きますと、取引や実損ということで実際影響を受けているわけですから、もっともっと声を大きくして賠償の対象になるように強く、被災県とも連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

それで、産直の賠償問題ですけれども、今、賠償請求の実績、どのようになっているのですか。私も県南地域の産直施設をかなり歩いているのですけれども、産直施設によって取り組みの強弱があるのです。県はどのようにこれにかかわっているのか。JAの協議会については、県は中に入って指導的助言、そういう立場で取り組んでいるようだけれども、産直施設に対する賠償請求の県のかかわり方、そして賠償請求の現状、課題、これについてお伺いしたいと思います。

○泉流通課総括課長 産直施設におきます損害賠償請求に対する県の支援、課題でございます。まず県といたしましては、産直施設 227 全てに対しまして、放射性物質の基準値超過を出さないように自主検査等を要請してございますが、その中で風評被害あるいは物が売れなくなったというような調査をいたしまして、その結果、227 のうち 47 の施設におきまして被害を受けたというような回答をいただいております。そのうち、損害賠償請求をいたしましたのは 10 施設でございます。この 10 施設におきまして、請求額が 1,700 万円ほどだというふうに聞いてございます。

県の支援のあり方でございますが、この施設につきましては産直施設におきまして、大中小いろいろございますが、そのいろんな事情が個々でございます。その中で、そういった事情を東京電力に直接訴えられるよう、県といたしましてはこれまで説明会の開催を支援してまいりました。これまで 9 町村におきまして 19 回ほど、東京電力を呼んでの説明会を開催するなどいたしまして、産直施設の損害賠償支援をしてございます。

○高田一郎委員 影響を受けた 47 の施設のうち 10 の施設で賠償請求が行われました。残りの 37 施設はまだそういう状況にないと。これは恐らく、47 の施設というのは比較的大きな施設だというふうに思うのです。10 人、15 人でやっている小さな施設なんていうのは、恐らく賠償請求までいっていないと、泣き寝入りしている状況だと、こういうのがたくさんあるというふうに思うのです。産直施設の中でも、高齢者の皆さんが本当に少量多品目で、年間 100 万円、150 万円を稼いで、年金と産直での売り上げで生計を立てている、生計の中心になっているというような、そういう状況になっているのがたくさんあるのです。生活そのものが脅かされているわけで、この被害、請求にも至っていない現状について、県としてもっともっと支援すべきだというふうに思うのですけれども、この点についても一度お伺いしたいと思います。

○泉流通課総括課長 なかなか 277 施設、それからいろんなところで、産直だけではなくて無人販売とかというようなものをおられる方もいらっしゃると思いますが、そういった方々が東京電力に対する賠償請求が、漏れというか、行わないことがないように、今後も市町村と連携しながら、説明会の開催等につきまして支援していきたいと思っております。

○高田一郎委員 説明会を開催しただけではなかなか前に進まないという現状があります

ので、もう少し踏み込んだ個別具体的な支援を求めたいと思います。

時間もありますので、最後に牧草の除染問題についてお伺いしたいと思います。今、農家の中で直面している問題では、畦畔草の利用自粛問題です。ことしで2年目を迎えるわけでありますけれども、草を刈ってそのまま放置しておくということは、営農上大変大きな問題があるわけで、この解除を農家は強く求めている状況にあります。現在、解除に向けてどういう取り組み状況になっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

**○渡辺畜産課総括課長** ただいま御質問のございました汚染された畦畔草の利用自粛解除についてでございます。畦畔草の利用自粛解除につきましては、この4月に入りましてから、国から水田畦畔に生育する野草の利用に当たっての留意点についてといった通知を受けまして、現在、他県の対応等の情報収集しながら、現地の関係者、そして部内関係課等々と協議を行っておりまして、本県の対応について整理を行っているところでございます。今月中には県内生産者、関係者にその内容について、周知徹底を図っていきたくと考えてございます。

**○高田一郎委員** つまりどういうことなのですか。

**○渡辺畜産課総括課長** まだ最終的に、このような方法でというふうに申し上げる段階にはないのですが、基本的には現地の関係者、市町村、農協、県、皆さんと一緒になって、国で言うところのいわゆる水田単位に検査をして、暫定許容値を下回ったら解除していきましようということで進めたいというふうに考えております。ただ、これをやるためには、相当なボリューム感が出てきますので、どのような仕組みで、どのような方法で進めていくのかということについて、まだ若干時間をかけながら、今調整していると、そういった方針です。

**○高田一郎委員** これは方法論ということでは理解していいですか。

**○渡辺畜産課総括課長** はい。

**○高田一郎委員** では、本当に最後になりますけれども、畦畔草以外の牧草地の利用自粛の解除に向けた取り組みなのですが、これからどんな工程で牧草地が利用自粛解除になっていくのか。これまで一筆ごとに調査をして、そして自治体単位ではなくて牧草地、1圃場ごとですか、解除していくというような、そういうお話を聞いておりました。これは、県内1万5,000ヘクタールということではいいますと、物すごい事務量といいますか、作業量になるというふうにも思うのですが、どういう工程で解除に向けた取り組みがとられるのか。そしてまた、この解除に向けた事業については、業者に委託をしていると、そういうお話も聞いております。これは、どういう業者なのか、実績ある業者なのか、どういう経過でそういう業者に委託をしたのか、一連の経過について詳しく説明いただきたいと思っております。

**○渡辺畜産課総括課長** 今年度のいわゆる牧草等の調査の方針、あるいは今言った牧草の検査体制ということではよろしいかなというふうに思うのですが、25年産の牧草等の調査につきましては、23年、24年産調査で利用自粛を要請している市町村、地域を除いた25市



町村で調査を実施する予定としてございます。これは例年どおり、モニタリング調査とい  
いますのは、市町村別に5カ所に区切って、5点でやっていくという、これは国の方針に  
基づいてやっていくということでございます。なお、国の通知に基づきまして、夏作飼料  
作物につきましては、24年産と同様に本年産も検査予定としてございますけれども、稲わ  
らのみ、24年度の結果をもちまして、今年度より検査は実施しないということにしてござ  
います。

あともう一点、牧草の検査体制でございますが、委員おっしゃったとおり、今年度は特  
にこの春に、除染後の牧草の効果測定検査、この検査がかなりボリュームがふえるとい  
うに伴いまして、今申し上げました除染後の牧草の効果測定検査と、廃用牛の出荷に係  
る個別検査につきましては、採材から検査結果の通知に至る一連の業務について、一切を  
民間に委託することにしてございます。

この業者につきましては、国内でも有数の検査機関でございまして、さらには岩手県だ  
けではなくて、ほかからもいろんな話があるということで、聞くところによりますと、県  
南のほうに駐在員を置いて体制を組んで進めていくということでございます。この検査体  
制については、その業者と県南の現地工程会議の関係者と詰めながら、その体制につい  
ては大体固まったところでございます。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって農林水産業の復旧・復興への取組状況  
について、調査を終了いたします。

この際、執行部から平成25年4月6日から8日にかけての暴風波浪による農林水産業関  
係の被害状況と対応についてほか1件について、発言を求められておりますので、これを  
許します。

○藤代農林水産企画室企画課長 4月6日から8日にかけての暴風波浪による農林水産業  
関係の被害状況とその対応について、A4、1枚の資料をお配りさせていただいておりま  
すけれども、これに基づきまして御説明をさせていただきます。

4月15日の12時までに判明いたしました農林水産関係の被害総額は、水産、漁港関係  
を中心に2億2,200万円余という状況になってございます。

下の表をごらんになっていただきたいと思います。被害状況についてまとめてございま  
す。農業関係では、雫石町、洋野町などでパイプハウスの破損等により、1,400万円余の  
被害となっております。また、林業関係では、住田町、奥州市などで林道法面崩壊等によ  
り1,700万円余の被害状況になってございます。また、水産、漁港関係では、大船渡市、  
陸前高田市などでのカキ、ホタテ、昆布の流出ですとか、防波堤の一部、傾斜・倒壊等によ  
り1億8,900万円余の被害という状況になってございます。

恐れ入ります、上の段の箱囲みの二つ目の丸のところをごらんになっていただきたいの  
ですけれども、対応についてでございます。対応につきましては、引き続き被害状況につ

いて調査を進め、被害の詳細を把握するとともに、今後、共済制度ですとか補助制度の活用、こういったものを活用した復旧対策というようなものについて、市町村、関係団体と連携しながら対応していくこととしてございます。

**○内宮競馬改革推進室競馬改革推進監** それでは、岩手競馬の発売状況等につきまして概要を説明させていただきます。お手元にお配りいたしましたA4縦の2枚物の資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、平成24年度の発売状況等でございます。3月31日で平成24年度の岩手競馬の全日程が終了いたしましたところでございます。最終的な発売額は182億5,500万円で、計画達成率は100.7%、前年度比較では124.6%となったところでございます。ただし、平成23年度につきましては、震災の影響で開催日数が24日間少なかつたということで、1日当たりで比較いたしますと101.3%という状況でございます。

それから、平成24年度の最終的な収支につきましては、現在精査中でございますけれども、当期利益につきましては、2月21日の競馬組合議会においてお示しいたしました、8,000万円を上回る見込みとなったところでございます。

次に、平成25年度の開催日程等について御説明いたします。今年度は、22開催、年間129日間、おおむね1,410レースを実施することといたしております。

(2)から(4)まで、今年度の主な取り組みということで記載しておりますけれども、まず、(2)でございますけれども、昨年10月からスタートいたしましたJRAのインターネット会員に対する地方競馬の発売が、今年度は通年化されるということに伴いまして、発売日数を確保するため、発売の対象となる重賞レースを29レースから43レースにふやしたところがございます。また、JRAの最終レース終了後に、できるだけ岩手競馬のレースを確保することによって、IPAT発売の売り上げを伸ばそうということで、薄暮競馬の期間を拡大することといたしております。

次に、(3)といたしましては、地方競馬で唯一の芝コースを有する盛岡競馬場での開催を1開催ふやし、芝コースを生かした多様なレースを提供してまいります。

それから、平成26年11月に、盛岡競馬場におきまして、第14回JBC競走が開催されることが決定されたところでございます。このJBC競走につきましては、地方競馬最高峰のレースに位置づけられておりまして、その成功に向けまして、開催までの戦略的な行動計画を策定し盛り上げの醸成を図るほか、ダート走路の砂の入れかえなど施行環境の整備を推進してまいります。

それから、ダートグレード競走等の日程等につきましては、下段の表に記載しておりますのでございます。

それから、2ページ目をごらんいただきたいと思っております。3、平成25年度の発売状況等でございますが、(1)の発売額の計画達成状況につきましては、まだ1開催、6日間の開催でございますが、発売額の達成率は113.3%となっております。その内訳ですが、自場発売は102.9%、広域委託発売114.2%、インターネット発売が134.9%となっております。

また、他の主催者の勝馬投票券を発売いたします、広域受託発売につきましては 100.7%という状況で、いずれも計画を上回っているところでございます。

次に、(2)の発売額と入場者数の前年度比較でございますが、発売額は9億4,500万円、前年度比 113.9%となっております。入場者数につきましては、開幕6日間の水沢競馬場の来場者数は1万5,037名で、前年度比 90.1%となっております。

それから、下の表に発売額の前年度比較の内訳を記載しておりますが、自場発売につきましては前年度比 92.5%、広域委託発売は 118.1%、インターネット発売は 175.4%となっております。このインターネット発売につきましては、今年度は開幕当初からJRAのIPAT発売が可能だということで、前年度を大きく上回ったという状況でございます。

**○高橋昌造委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

**○郷右近浩委員** それでは、私は岩手競馬の発売状況等についてお伺いしたいと思えます。

今回、上々の滑り出しというか、そうしたような形での発売状況等を報告いただいたわけでございますけれども、その中で、2番にあります平成25年度の開催日程等の中の(2)、JRAのIPAT発売の通年化に伴い云々といったくだりでございますけれども、この中で、今現在競馬開催が大分お尻が下のほうにずれ込んでというか、そういうふうな開催日程、時間帯でやっております。この部分というのは、きょうこの説明を聞いて、このためなのだなとうことで——インターネット発売に伴いということに理解はするわけですが、この部分についての、まだ1開催しかやっていないわけですが、その分析というか、どのような感じで捉えているか。1開催なので、まだしかも1開催終わったばかりですから、集約というか、結果で出ていないとは思いますが、ただ、それにつけても感觸的にこれはどうなのか。というのは、実際問題、競馬に従事している中から考えると、何度も何度も時間を動かすと、1年間の中で通年で時間を動かすと、なかなかお客さんのほうも戸惑いというのがあるというのと、また食堂関係者なんかからも、大分下のほうにずれ込んでいるので昼食を食べてから来る方が多いという中で、夕飯はという話ではないというところで、いろいろな形での協力金というか、家賃等を払う中で、ちょっと経営的にも厳しいなといったような話も漏れ聞こえております。さまざまな魅力が複合体になって競馬場というところをつくっているとすれば、そうした部分にも、例えば、家賃面でも配慮するとか、いろんな形で配慮するというのが必要になってくるかと思うのですが、1年間を通してどのような形でこれをやっというか、こうしているのかもあわせてお伺いしたいと思えます。

**○高橋競馬改革推進室特命参事** ただいまお話しいただきましたIPAT発売に絡んでのレースの設定の仕方の部分でございますが、委員非常によく見ていただいています、開幕当初から、例えば去年であれば最終レース、17時というような設定でございましたけれども、現在17時40分最終レースというふうな組み方をさせていただいております。詳細な分析については、それこそIPAT発売が去年の10月からのスタートということで、な

なかなか難しいところもあるのですが、やはり去年の10月からの実績、それから今年度スタートして6日間でございますけれども、間違いなく後ろのほうのレースの売上げが、実績が伸びがあるという状況でございます。しかも、JRA発売、通常JRAの最終レースが14時30分か14時40分というようなところかと思うのですが、3場開催をやっていますが、それを終了後に、ある地方競馬を、JRAのPAT会員の皆さんがその続きでレースを楽しんでいただいている状況があるというのが、各主催者ともそういう認識でいるかと思えます。

我々として、日役の関係があつて昨年度はなかなか難しかったわけですが、これはPATの分、インターネット発売というところに含まれるわけですが、PATを除いてもネットは伸びがあるわけですが、PATは純増分になりますので、これをいかに確保するかということで、そういう設定をきめ細かくやっつけていこうとしているところでございます。お客様に対する混乱というような懸念は確かにあるわけですが、その辺についてはある程度期間を定めて十分に告知しながら、御迷惑がかからないようにやっていくということが一つ。

それから、業者のほうの関係でございますが、組合としても、従事員等も後ろのほうまでいただくというようなことで、コスト面との調整というのも一つありますので、開催は年間通じて時間設定ということではなくて、ある程度期間を定めてやっておりますので、その辺はにらみながら今後やっていきたいということでございます。業者についても、その辺の御協力については丁寧にお話しして、お願いしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。ぜひそのようによろしくお願ひしたいと思ひます。

確かにインターネット発売については、そのとおり25年度の発売額が、単純比較はできないものの、十分に効果があると思ひますし、私自身も薄暮競馬というのを、ナイター照明がどこまで必要か、経費の兼ね合いでどうできるかはともかくとして、ある程度の部分での薄暮競馬というのは非常にいいのではないかと、以前より考えていたものですので、その部分は進めていただきたいと思ひます。

順番逆になつたのですが、24年度の発売状況で、8,000万円を上回る見込みといったような当期利益ということで、前回委員会の際にも、私自身なるべく1億円の利益を出して、そしてそれぞれの構成団体に返すような姿勢でというお話をさせていただきました。その後、どこかの新聞社でも社説のほうに書いてあつたりといったような中ですが、8,000万円を上回るもの、恐らく八千何百万円かというような、そのぐらいの話だと思いますけれども、それにしてもことしの25年度こそ、とにかくそうした利益を出して、そして返すのだといったようなそんな考えで、ぜひとも進めていただきたいことを要望して終わります。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになれば、これをもって本日の調査を終わります。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月30日から31日まで、1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。